

女性の労働と保育

——1970年代を中心に——

中 田 照 子

はじめに

名古屋においても共同保育所は、働き続けたいと願う女性たちの「産休あけ」「保育時間」（労働時間・通勤時間）に見合った保育所がほしいというという願から始まっている。産休明け保育及び労働にみあった保育時間実現の闘いは長く、激しい闘いであった。

つまり当時の要求は、「女性の労働権」と子どもの「教育権」が統一された保育施設づくりが、その中心であった。ここでは1960年代から70年代にかけての名古屋市における女性労働と保育要求について述べたい。

I. 高度経済政策と女性労働

1960年代の高度経済成長政策は日本全体に対して、社会全体に大きな変化をもたらした。経済の急激な成長は日本でも民主主義が実現し、「福祉国家」を実現可能社会に導いている、と認識された。しかし、他方で、高度経済成長政策のひずみも生まれてきていた。ここでは、現代社会の諸現象を明らかにしながらそれが、就学前の子どもにどのように現れているかを検討したい。

1960年以前と大きく異なる子どもの現象として、子どもに接する教師や児童指導員によって提起されている。それは子どもの骨折の増加である。子どもの骨折の1例として、水戸市内の小学校・中学校では、1963年には、骨折者は小学生30%、中学生60%であったものが、1974年には、それが45%、77%に増加している。また、1976年11月10日の「毎日新聞」によると、財団法人「学校保健会」が文部省（当時はまだ文部省であった）の補助金を受けて、児童の骨折について調べるために、「骨障害委員会」を発足させたことを報じている。

ヨーロッパやアメリカでは核家族化するのに、50年以上かかっているのに対して、日本では第2次世界大戦後の1960年代の高度経済成長によって、急速に核家族化が進んだ。日本の賃金水準が、戦後成人男性労働者の賃金だけでは生活が成り立たず、女性の家計補助的労働が重要にな

った。1970年代始め仕事に従事している日本の男性労働者に対する女性労働者の割合は60.9%と（ILO統計による）資本主義のなかで、最高であった。そんななか所得倍増計画では実行のカギは、労働力であるとされた。この労働力需要に応じるのは、農村にある労働力を都市産業に投入することであった。集団就職をはじめとして大量の労働力が、農村から都市への激しい人口の移動が社会的流動として、地域に過疎・過密問題を引き起こすとともに、家族構成は都市・農村ともに、急速な核家族化が進んだ。

都市の子どもは、すしづめ教室、プレハブ校舎という勉学条件の悪化を経験しなければならなかったとともに、過疎化が進む農村部では学校の統廃合が進んだ。農村では遊べる友達の家が遠くなり、地域で子ども同士遊ぶ機会が減少した。子どもの活動で最も自発的であるのは遊びであると言ったのは心理学者A・ワロンであるが、もともと子どもの遊びは選択的なものであり、したがって、自治的な生活であった。このような遊びから子どもたちは多くの有意義な経験を得たのである。遊びは子どもたちの世界における生活文化の最も積極的な学習の場であったわけであるが、外での遊びの減少は、子どもの発達上遊びが持つ教育的な力の衰退であるととらえることができる。

II. 女性の労働権保障と保育

「女性労働者の労働」と「子ども発達権保障」の両立が共同保育所設立当初の目的であった。育児が女性の仕事とされてくるなかで、家庭外における女性の労働と育児は常に矛盾をはらんだ問題とされてきた。1970年代における政府の経済政策による女性労働者の急増は、高度経済成長による生活を守る経済的必要性と資本による労働力確保政策によるものである。そうしたなかであっても女性労働者は社会的意識の変革と地位の向上を求めた。女性の職場定着と再就職による女性労働者の増加は乳児を抱えた多くの女性労働者の声が0歳児保育、1歳児保育、産休明け保育等乳児保育の拡充を求めた。それは、保育時間の延長と相まって、女性労働者の要求の声となった。

大量の労働力移動は、家族形態にも影響を与えた。その結果、家族構成は核家族化し、地価の急騰を背景に住宅は狭い土地に密集し、子どもたちの遊べる空間はどんどん狭められてきました。そうしたなかで、少子化が進み兄弟姉妹の人数は2人~3人と少数になった。このことは地域における遊び仲間を作りにくくしてしまったと同時に兄弟同士の遊びをも奪ってしまうことになってしまった。こうしたなかで児童福祉審議会は「家庭保育を原則」とする答申をだした。それは保育7原則として今日まで活用されてきた。保育7原則は①両親による愛情に満ちた過程教育、②母親の保育責任と父親の協力義務、③保育方法の選択の事由、子どもの母親に育てられる権利、④家庭保育を守るための公的援助、⑤家庭以外の保育の家庭化、⑥年齢に応じた処遇、⑦集団保育に対して、「母親たちよ家庭に帰れ」と呼びかけている。保育所保育は、家庭保育を補う母親保育の代行の性格を強調している。女性労働者の増加を背景とする保育運動のなかで、保育所保育は母親の代行ではなく、集団保育としての意義が大きくなっていった。それは、保育所が憲法の26条で保障された「子どもの教育を受ける権利」と27条の国民の「働く権利」の同時保障の場で

あることを明らかにしている。

Ⅲ. 女性労働における「勤労婦人福祉法」の問題点

今日では改正されているが、1972年に制定された「勤労婦人福祉法」あるいは1974年の「婦人に関する諸問題の総合調査委員会」の提言に家庭生活と育児の矛盾は現れている。この頃、国際的にはすでに、1965年のILOの総会で、「家庭に責任を持つ婦人の雇用に関する勧告（123号）が採択され、同時にOECD「労働力社会問題委員会」でも、いくつかの勧告がなされている。従って、わが国の「勤労婦人福祉法」でも第1条で、「勤労婦人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤労婦人について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、職業生活と育児・家事その他の家庭生活との調和の促進、福祉施設の設置等の措置を推進し、もって勤労婦人の福祉の推進と地位の向上を目的とする」と子どもを育てながら働く女性の福祉の向上を明記している。第2条では「勤労婦人は次代を担う者の生育について重大な役割を有するとともに、経済及び社会の発展に寄与する者であることにかんがみ、勤労婦人が職業生活と家庭生活の調和を図り、及び母性を尊重されつつしかも性別により差別されることなくその能力を有効に発揮して充実した職業生活を営むことができるように配慮されるものとする」と基本理念を述べている。

しかし、これらの基本理念をふまえた具体的内容が明確ではない。また、子育ては女性の責任であることが強調されていることも大きな問題点であるとともに、この時代の特徴である。例えば、職業生活と家庭生活の両立を図る上での最大の問題である「育児」に関しても便宜の供与という表現で、事業主の恩恵としている。第11条では「育児休業」をあげているが、その間の給与補償その他の条件整備については全く触れられていない。1970年代に入って、パートタイム労働（雇用）が、恒常的な労働力と位置づけられるようになり始めるなか、「保育所増設」・「産前産後休暇の延長」「つわり・子看休暇」等女性労働者の切実な問題の解決に「勤労婦人福祉法」がその役割を果たすべきではなかったかと考えられる。

終わりに

1970年代の諸問題は保育所不足を訴える今日の働く女性の状況に酷似している。保育は国民の「健康で文化的な生活」を保障するものでなければならない。また、それは自立を保障する社会的条件を広く確立する必要がある。保育者は保育の仕事をも園全体のなかに位置づけ、組織的な自治能力を高め、園全体として、あるいは地域社会や国にその役割と責任を果たせるよう個々の保育者や園は働きかけ、努力することが期待されている。女性を含め、一億総活躍社会を目指している今日の政策は、1970年代よりも一歩も二歩も前に進める政策を期待したい。

参考文献

- (1) 中田照子 民主的保育運動の現状と課題 講座日本の教育 11 卷 (幼児教育) 新日本出版社
- (2) 坂寄・小倉 婦人の障害と社会保障 法律文化社
- (3) 真田・古沢 現代市民社会代 4 卷 同文館
- (4) 名古屋の働く女性たち 名古屋市
- (5) 現代の社会政策と実践 中央法規
- (6) 中田照子 シングル・マザーの自立と子どもの養育 2002 年『教育と医学』2002 年 6 月号

(東海ジェンダー研究所 常任理事)